

V. 委員名簿等

1. 奈良県地域福祉推進有識者会議名簿

(敬称略)

氏 名	役職名等
永田 祐	同志社大学社会学部准教授
平野 隆之	日本福祉大学社会福祉学部教授
宮本 太郎	中央大学法学部教授
和気 康太	明治学院大学社会学部教授
和田 敏明	ルーテル学院大学大学院 社会福祉学専攻主任・教授

2. 奈良県地域福祉推進計画策定委員会委員等名簿

【委 員】

(敬称略)

	氏 名	役職名等
委員長	永田 祐	同志社大学社会学部准教授
委員長代理	八木 三郎	奈良県障害者施策推進協議会会長
委 員	上村 陽子	下市町社会福祉協議会事務局長
委 員	奥村 由美子	帝塚山大学心理学部教授
委 員	片山 美恵子	奈良県社会福祉士会会長
委 員	小西 満洲男	奈良県民生児童委員連合会会長
委 員	小林 照代	奈良県議会厚生委員会委員長
委 員	竹内 輝明	奈良県社会福祉協議会常務理事
委 員	辻村 泰範	奈良県社会福祉法人経営者協議会会長
委 員	中西 憲治	奈良県老人クラブ連合会会長
委 員	早瀬 正子	奈良県ボランティア連絡協議会会長
委 員	細川 登	奈良県自治連合会会長

【顧 問】

(敬称略)

	氏 名	役職名等
顧 問	平野 隆之	日本福祉大学社会福祉学部教授
顧 問	宮本 太郎	中央大学法学部教授
顧 問	和気 康太	明治学院大学社会学部教授
顧 問	和田 敏明	ルーテル学院大学大学院 社会福祉学専攻主任・教授

3. 奈良県附属機関に関する条例（抜粋）

奈良県附属機関に関する条例

- 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規程により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。
- 第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、県が設置する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表（第1条関係）

附属機関の 属する執行 機関	附 属 機 関	担 任 す る 事 項
知事	奈良県地域福祉推進計画策定委員会	奈良県地域福祉推進計画に関する重要事項についての審議に関する事務

4. 奈良県地域福祉推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）第二条の規定に基づき、奈良県地域福祉推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 地域福祉に関して優れた識見を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(任期)

第三条 委員の任期は一年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第六条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。